



# 議会報告

令和5年第8回坂町議会（定例会）が9月4日（月）に開会され、提案した案件がすべて可決されました。

○令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について  
地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により報告するもの

○職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について  
人事院規則の一部改正に伴い改正するもの

○坂町手数料条例の一部改正について  
宅地造成等規制法が、宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されたことに伴い改正するもの

○令和5年度坂町一般会計補正予算（第6号）  
地方交付税額の決定及び前年度決算の確定等、これまでの予算に3億7千660万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億3千262万9千円とするもの

○令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
前年度決算額の確定等、これまでの予算に1億7千904万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億6千182万8千円とするもの

○令和5年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
前年度決算額の確定等、これまでの予算に426万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9千431万円とするもの

○令和5年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
前年度決算額の確定等、これまでの予算に3千130万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7千708万8千円とするもの

○令和5年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
前年度決算額の確定等、これまでの予算に221万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億416万1千円とするもの

○令和4年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定  
○令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
○令和4年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

○令和4年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
○令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
○人権擁護委員の候補者の推薦について  
坂町横浜西 大段 文明 氏  
を推薦することについて意見を求めるもの

## 共同募金にご協力を

今年も10月1日（日）から、全国一斉に赤い羽根の共同募金運動が行われます。皆様から寄せられた募金は、全国の各社会福祉協議会や民間社会福祉施設等に広く配分され、社会福祉のために有効に使われています。「じぶんの町を良くするしくみ。」のスローガンのもとに、皆様のあたたかい思いやりと福祉へのご協力をお願いします。窓口は、社会福祉協議会です。  
問合せ 坂町社会福祉協議会 ☎885-2611



## お知らせ

### お知らせ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。



### 物価高騰等中小企業支援緊急対策事業

原油価格および物価高騰の影響により、事業の経費負担が増大している中小企業者等を支援することを目的として補助金を交付し、事業継続を支援します。

**対象** 次の条件をすべて満たす法人および個人事業主

- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者含む。）
- ・令和4年3月31日以前から継続して事業を行っており、今後も事業を継続していく意思があり、法人にあっては直近の事業年分の確定申告を、個人事業主にあっては令和4年分の確定申告を行っており、光熱費および燃料費を事業経費として計上している者
- ・町内に本店もしくは本社等があり、事業所・工場・店舗・施設などを運営する者

#### 補助対象経費

町内にある事業所または店舗において、法人にあっては直近の事業年分、個人事業主にあっては令和4年1月から12月までの1年間に事業用として支払った光熱費および燃料費（消費税および地方消費税相当額は除く。）

**補助金額** 補助対象経費の1/5（1,000円未満切捨て）で、上限 法人10万円、個人事業主5万円

**申請期限** 令和6年1月31日（水）まで

**問合せ** 役場産業建設課 ☎820-1536

申請方法など詳しくはこちら



### 相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられます。

正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。今のうちから相続登記に備えましょう！

**問合せ** 広島法務局 ☎228-5206

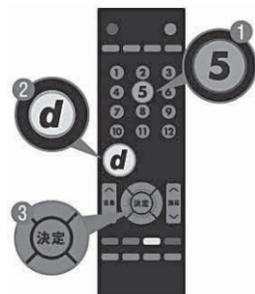
詳しくはこちら



### dボタン広報誌 防災や暮らしに役立つ情報を発信中

#### 利用方法

- ①テレビのチャンネルをホームテレビ（5チャンネル）に合わせます。
- ②リモコンの「dボタン」を押します。
- ③ホームテレビトップ画面のメニューから「dボタン広報誌」を選び「決定ボタン」を押します。



**問合せ** 役場企画財政課 ☎820-1507